

特定非営利活動法人日本樹木リサイクル協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本樹木リサイクル協会（以下本会という）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を大阪府吹田市泉町1丁目17番18号101号に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、樹木リサイクルに関する技術開発と、同資源の活用推進に関する事業を行い併せて樹木を通しての循環型社会の構築ひいては森林の保全、都市の緑化等国土の保全、都市環境基盤の整備に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表環境の保全を図る活動を行う。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

1. 樹木リサイクル業務の技術の開発と向上に関する調査・研究
2. 樹木リサイクル業務に関し関係官公庁の施策等に関する協力並びに提案
3. 樹木リサイクル業務に関する諸事業への協力
4. 樹木リサイクル業務に関する指導及び受託
5. 樹木リサイクル業務に関する啓発普及
6. 樹木リサイクル業務に関する情報収集と提供
7. 講演会、研究会、研修会、見学会等の開催
8. その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第6条 本会の会員は、次の3種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

1. 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人又は団体
2. 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人または団体
3. 名誉会員 本会に功労のあった者、又は学識経験者で総会において推薦された者

(入 会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、会長の承認を得なければならない。

会長は、正会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

2. 名誉会員は、名誉会員入会申込書に署名捺印をしてもらう。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2. 賛助会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(3) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け又は会員である団体が消滅したとき。

(4) 2年以上会費を滞納したとき。

(5) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事会の議決を経て、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員総数の3分の2以上の議決に基づき除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の定款に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役 員

(種類及び定数)

第13条 本会に次の役員を置く。

理事6人以上20人以内、監事2人。

2. 理事のうち、1人を会長、5人以内を副会長、1人を専務理事、5人以内を常務理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 理事は互選により、会長、副会長、専務理事、及び常務理事を選任する。

3. 監事は理事又は本会の職員を兼ねてはならない。

4. 役員のうちには、それぞれの役員についての、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにならない。

(職 務)

第15条 会長、副会長、専務理事、常務理事は、本会を代表し、その業務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは

会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3. 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の常務を統括する。
4. 常務理事は、理事会の議決に基づき、本会の常務を分担処理する。
5. 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
6. 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで伸長する。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第18条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員は役員総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第19条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の規定により幹事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2. 会長は前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面でもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものと見なす。

(議事録)

第28条 総会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印をしなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第30条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第31条 理事会は通常理事会と、臨時理事会の2種とする。

2. 通常理事会は、毎年2回開催する。
3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長は、前条第3項第2号に該当する場合はその日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第34条 理事会には、第24条から第27条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第35条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(財産の管理)

第36条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第37条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第38条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し毎会計年度開始前に、総会において3分の2以上の議決を経て、その承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第39条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出と見なす。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、3ヶ月以内に会長が事業報告書、収支決算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において3分の2以上の議決を経て、その承認を得なければならない。

2. 貸借対照表の公告の方法について。

当法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、特定非営利活動促進法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、当法人のホームページに5年間以上掲載して行う。

(長期借入金)

第41条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において3分の2以上の議決を経て、その承認を得なければならない。

(会計年度)

第42条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款の変更は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、その承認を得なければならない。

(解散)

第44条 本会は、次に掲げる事由によって解散する

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の決議を経なければならない。

(残余財産の処分)

第45条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、その承諾を得て特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げるものに譲渡するものとする。

第9条 事務局

(設置等)

第46条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。
3. 事務局長及び職員は、会長が任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第47条 主たる事務所には、特定非営利活動促進法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可及び登記に関する書類
- (5) 会則に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味資産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

第10章 補 則

(委 任)

- 第48条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。
- 第49条 会の運営上必要な事項を内規として定めることができる。
2. 内規の設定・改廃等については理事会の承認を得るものとする。

附 則

1. この定款は本会の成立の日から施行する。
2. この法人の設立時の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 正会員
- | | | | |
|-----|----------|-----|---------|
| 入会金 | 100,000円 | 年会費 | 60,000円 |
|-----|----------|-----|---------|
- (2) 賛助会員
- | | | | |
|--|--|-----|---------|
| | | 年会費 | 60,000円 |
|--|--|-----|---------|
3. 本会の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、16年3月31日までとする。
- (1) 会長 板垣 禮二
- (2) 副会長 飯森 浩一
- (3) 副会長 萩原 育治
- (4) 副会長 氏原 修
- (5) 副会長 小石 玖三主
- (6) 専務理事 森山 政美
- (7) 常務理事 満山 泰次
- (8) 理事 小川 哲司
- (9) 理事 小野里 哲雄
- (10) 会計 長尾 秀喜
- (11) 監事 松本 和久
- (12) 監事 松本 佳之
4. 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第38条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
5. 本会の設立初年度の会計年度は、第42条の規定にかかわらず、設立の日から平成16年3月31日までとする。
6. 日本樹木リサイクル協会で会員であった者で引き続き本会に入会する者は入会金は免除するものとする。